

諮問番号：平成 30 年度諮問第 1 号

答申番号：平成 30 年度答申第 1 号

答申書

第 1 審査会の結論

審査請求人が平成 30 年 8 月 13 日に提起した処分庁鉾田市長が行った債権の差押え処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、棄却されるべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

第 2 審理関係人の主張

1 審査請求人の主張

- (1) 処分庁が行った本件差押処分については、違法な賦課処分（課税処分）に基づいて行われたものであり、違法である。
- (2) 処分庁は、平成□年□月□日付けで不動産の差押処分を行っており、さらに本件差押処分を行ったことは超過差押にあたり違法である。
- (3) 不動産差押処分から長期にわたり公売に付されなかったことは、不動産の換価価値は無いことを示しており、評価額は合理的ではない。

2 処分庁の主張

- (1) 賦課処分と滞納処分はそれぞれ目的及び効果を異にし、それ自体で完結する別個の行政処分であるため、賦課処分の違法性は滞納処分には承継されない。よって、本件差押処分は適法である。なお、賦課処分に対する主張は、本件審査請求の対象とならない。
- (2) 既に差押えをしている財産を公売した後でなければ新たな財産に対して差押えをすることはできないとする規定は法令上存しないため、審査請求人の主張には理由が無い。また、本件差押処分後、速やかに不動産の差押えを解除しているため、超過差押とはならない。
- (3) 賦課処分に対しての不服であり、本件審査請求の対象とならない。
- (4) 本件差押処分は、債権の取立てをもって既に完了しているため、本件審査請求は効力の消滅した差押処分の取消しを求める審査請求ということになり、請求の利益を欠くものである。

第 3 審理員意見書の要旨

1 意見

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

- (1) 地方税法第 373 条第 1 項第 1 号において、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、地方公共団体の徴税吏員は、当該固定資産税の徴収金につき、滞納者の財産の差押えの実施を義務付けている。

また、地方税法第 373 条第 7 項において、固定資産税に係る徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によると規定されているとともに、国税徴収法第 62 条第 1 項において、債権差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う旨が規定されている。

- (2) 裁判例によると、賦課処分と滞納処分はそれぞれ目的及び効果を異にし、それ自体で完結する別個の行政処分であるため、賦課処分の違法性は滞納処分には承継されないと解されている。
- (3) 裁判例によると、差押えの対象としてどのような財産を選択するかは、法令の定めはなく、徴収職員の裁量（合理的判断）に委ねられていると解されている。本件差押処分においては、徴収職員の合理的判断で執行されている。なお、差押債権の換価後、速やかに不動産の差押えを解除していることから、国税徴収法第48条第1項に規定する超過差押には当たらない。

第4 調査審議の経過

平成30年12月21日	諮問書の受付
平成30年12月26日	審議（平成30年度第1回銚田市行政不服審査会）
平成31年1月23日	審議（平成30年度第2回銚田市行政不服審査会）

第5 審査会の判断の理由

審査会は、審査請求人の主張、審理員意見書を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

審査請求人は、本件審査請求の理由として課税処分への不服を主張しているが、滞納処分は、課税処分とその目的を異にする別個独立の処分であることから、課税処分が重大かつ明白な瑕疵により無効であるか、違法を理由として権限のある機関によって取り消された場合でない限り、先行する課税処分の不服を理由として滞納処分の取消しを求めることはできないと解するのが相当である。なお、差押債権の換価後、速やかに不動産の差押えを解除していることから、国税徴収法第48条第1項に規定する超過差押には当たらない。

2 本件処分について

関係法令の規定に基づく適正な手続きを経て行われており、違法性又は不当である点は認められない。

3 審理員手続の適正性等について

審理員の審査手続については、違法又は不当な点は認められない。

4 結論

よって、当審査会は、第1の記載のとおり答申する。

銚田市行政不服審査会

会長 柳橋 政義

委員 沼田 妙佳

委員 井郷 實

委員 海老澤 光男